



日本総合研究所
総合研究部門 シニアマネジャー

佐々木 努

各省庁から平成28年度の概算要求が出揃った。エネルギー分野については、引き続き手厚い予算措置を講じる各省庁の意図が感じられる内容となった。その中でも特に注目すべき事業として、資源エネルギー庁が新規に要求する「再生可能エネルギー事業者支援補助金(70億円)」があげられる。同事業は環境省の「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」との連携事業でもあり、自家消費向けの再生エネ発電に対して蓄電池の導入も含めて補助支援を行うという内容だ。その趣旨からして、固定価格買取制度の認定設備を受けないものを対象にするとしている。

これまで固定価格買取制度によって普及拡大を進めてきた再生可能エネルギー電源だが、すでにエリアによっては系統制約の問題が顕在化しており、同制度だけでは普及拡大したくてもできない状況になりつつある。長期の電源構成において再生エネ電源が全体の22〜24%の役割を担うことを期待する政府としては、こうした制約の解決に向けた道筋を作ることが必要になる。その一つの打ち手が冒頭に紹介した「再生エネの自家消費」の推進なのだ。

「再生エネの自家消費」は、電源構成の実現という中長期の課題だけでなく、足元でも検討すべき課題でもある。固定価格買取制度の開始直後に認定を受けた家庭の太陽光発電は、10年後に当たる2019年には買取対象から外れ、その後の売電に関する諸条件(買取先・買取価格など)の未整備問題、いわゆる再生エネの世界の「2019年問題」への対応検討が徐々に始まり

つつある。これまで42円で売電できていたものが、ある日を境に回避可能原価(12円程度)での買取になるケース、あるいは出なり電源としてさらに安い価格(3円程度)での買取を余儀なくされるケース、さらには系統への接続(売電)を拒否される最悪ケースも想定される。こうした状況下では、否応にも売らない選択肢、すなわち「再生エネの自家消費」の選択肢を取らざるを得なくなる。

「再生エネの自家消費」の現実を考察するため、簡単なシミュレーションをしてみよう。3kWの太陽電池を搭載し、発電した電気の半分(年1500kWh)を余剰電力として売電してきた家庭を想定する。仮に買取期間が終了した後の買取条件として3円が提示されたとすると、これまで通り系統に売電しても年間収入は1500kWh×3円=4500円となり、魅力的な水準とは言えない。そこで、蓄電池を導入し余剰分を売電せずに使い切る「再生エネの自家消費」の動機が生まれる。系統からの27円での買電を代替できるため、1500kWh×(27円-3円)=年間3万6千円の電気代の支払いを節約することが可能になる。余剰電力相当を貯められる約4kWh(=1500kWh÷365)の蓄電池の導入コストが節約に見合う水準であれば、経済的に十分成り立つだろう。すなわち、再生エネの自家消費は遠くない将来に、FIT後の電源から自立的に拡大する可能性があるのだ。

「再生エネの自家消費」に取り組むユーザーがV2H拡大のカギを握る

前回・前々回の連載において、V2Hの取り組みの普及の鍵を握る要素として、蓄電池の価格低下や電力供給まで含めたサービス提供の必要性を述べた。これらに加え、蓄電池導入に関する切迫したニーズが組み合わさることが必要だ。今回紹介した固定価格買取後の電源をもてあそばすユーザーには、「再生エネの自家消費」に関する強いニーズの顕在化が予見され、蓄電池ニーズが拡大する。したがって、V2Hの取り組みを推進するには、こうしたユーザーをターゲットとしていくことが有効になるはずだ。(今回は10月19日付に掲載します)